

新潟県条例第43号

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年新潟県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改正後   |   | 改正前  |  |
|---|---|--|--|
| (趣旨)  |   | (趣旨)   |  |
| <p><b>第1条</b> この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び法第19条第10号に基づく個人番号（法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の利用及び特定個人情報（同条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |   | <p><b>第1条</b> この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び法第19条第9号に基づく個人番号（法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の利用及び特定個人情報（同条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |  |
| 別表第1（第2条関係）   |   | 別表第1（第2条関係）  |  |
| 執行機関  | 事務  | 執行機関   | 事務   |
| (略)   |   | (略)  |  |
| 4 知事  | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 4 知事   | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの |
| (略)   |   | (略)  |  |
| 別表第2（第2条関係）   |   | 別表第2（第2条関係）  |  |
| 執行機関  | 事務  | 執行機関   | 事務   |
| 特定個人情報  |   | 特定個人情報   |  |
| 知事  | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収   | 知事   | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収  |
|   | (略)   |  | (略)  |
|   | 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの   |  | 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの                                      |
|   | <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>                                 |  |  |
|   | (略)   |  | (略)  |
|   | 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学  |  | 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する  |

|                            |  |                            |  |
|----------------------------|--|----------------------------|--|
| に関する事務<br>であって規則<br>で定めるもの | 準備給付金の支給に関する情報<br>であって規則で定めるもの   | に関する事務<br>であって規則<br>で定めるもの | る情報であって規則で定めるもの  |
|                            | (略)  |                            | (略)  |
|                            | 労働施策の総合的な推進並びに<br>労働者の雇用の安定及び職業生活の<br>充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業<br>転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの |                            | 雇用対策法（昭和41年法律第132号）による職業<br>転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
|                            | (略)  |                            | (略)  |

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。